



# 違法情報、有害情報対策

2007年11月21日  
インターネット・ホットラインセンター  
財団法人インターネット協会



## 目次



- ホットラインセンターの通報処理状況
- プロバイダ等の対応状況
- 違法情報と有害情報へのプロバイダの基本姿勢
  - 掲示板管理者の逮捕事例
- 送信防止措置までの猶予期間



## 違法情報

1. 分析の結果、違法情報と判断した通報・・・9,439件  
 60,010件の通報の分析結果総件数は65,349件となり、そのうちの14.4%にあたる9,439件が違法情報と判断されました。

違法情報	分析結果件数		
	国内	海外	合計
わいせつ物公然陳列	2,506	1,380	3,886
児童ポルノ公然陳列	744	524	1,268
売春防止法違反の広告	1	0	1
出会い系サイト規制法違反の誘引行為	126	2	128
薬物関連情報	968	16	984
口座売買等の勧誘・誘引	1,680	41	1,721
携帯電話の匿名貸与業・無断譲渡業等の勧誘・誘引	1,420	31	1,451
<b>合計</b>	<b>7,445</b>	<b>1,994</b>	<b>9,439</b>



## 公序良俗に反する情報

2. 分析の結果、公序良俗違反と判断した通報・・・2,562件  
 分析結果総件数の3.9%にあたる2,562件が公序良俗に反する情報と判断されました。

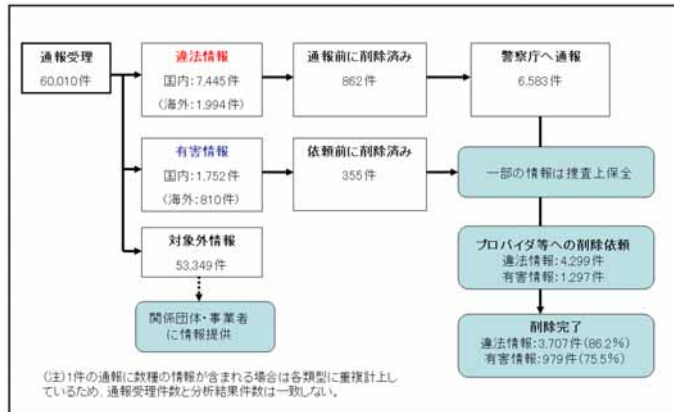
公序良俗に反する情報	分析結果件数		
	国内	海外	合計
違法行為を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報	1,503	791	2,294
違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度ある情報	35	14	49
人を自殺に誘引・勧誘する情報	214	5	219
<b>合計</b>	<b>1,752</b>	<b>810</b>	<b>2,562</b>

- けん銃、児童ポルノ、裏ビデオ、毒劇物等の譲渡の誘引
- 臓器、人身売買の仲介
- 公文書偽造、殺人、脅迫等の請負
- 爆発物の製造方法の教示



## 通報処理状況

平成18年6月～平成19年5月までの一年間



## プロバイダ等の対応状況



インターネット・ホットラインセンター 様  
 株式会社

お問い合わせいただきました件につきましては、弊社にて対応を行い、本日(2007/8/31)に対応が完了いたしました。

対応完了日以降も状況が変わらない場合は、誠にお手数ではございますが、再度ご連絡をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、××までお問い合わせ下さい。



## プロバイダ等の対応状況

### 削除依頼に応じなかったプロバイダワースト10

順位	無視件数	プロバイダ
1	258	ホスティングプロバイダ(A)
2	162	掲示板管理者(A)
3	85	ホスティングプロバイダ(B)
4	56	サーバー管理者(A)
5	20	掲示板管理者(B)
6	19	ホスティングプロバイダ(C)
7	18	掲示板管理者(C)
8	15	サーバー管理者(B)
9	13	掲示板管理者(D)
10	8	ホスティングプロバイダ(D)

2006年6月1日～2007年5月31日

#### 注釈

左記件数は分析結果件数に連動していますので、実際の無視件数は2分の1から3分の1になると考えられます。



### ●ホットラインセンターの通報処理状況

## プロバイダ等の対応状況

### 削除依頼に応じなかった主な理由

#### ある掲示板管理人

- 違法情報を投稿した人物を警察が捕まえればよいだけだから

#### あるレンタル掲示板運営会社

- 違法な画像が蔵置されているのは他社のサーバーであり、イメージリンクだけなら違法情報にならないと考えるから

#### あるホスティングプロバイダ

- 違法な情報があることを知ると削除義務が生じるから、はじめから削除要請には目を通さない



## 基本姿勢

### 違法情報

### 有害情報

サイト管理者	ただちに削除すべき	利用規約に基づいた対応を行う
レンタルHP提供事業者	サービス利用者に削除を要請。対応されない場合は速やかに削除又は利用停止措置を行う	
サーバー提供事業者		
回線提供事業者	サービス利用者に自主的対応を要請。対応されない場合は一定期間経過後に送信防止措置	



## 違法情報への対応

### インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

[http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal\\_info/pdf/20061127guideline.pdf](http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/pdf/20061127guideline.pdf)

P22 ~ 23

### 送信防止措置等の対応

具体的には、違法な情報に対する措置として、当該情報を発信した者に対して、

- (1) 違法な情報の発信をやめるように要求すること
- (2) 要求を繰り返し行っても、発信者が要求された措置を講じないときは、事業者が違法な情報を公衆が受信できない状態にすること(ただし、明らかに違法または有害で、緊急性があると判断できる相当の事由がある場合、(1)の要求を行うことなく、事業者が違法な情報を公衆が受信できない状態にすること)
- (3) 発信者が違法な情報の発信を繰り返す場合、発信者の利用を停止し、または発信者との利用契約を解除すること等が考えられる



## 違法情報への対応

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン  
[http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal\\_info/pdf/20061127guideline.pdf](http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/pdf/20061127guideline.pdf)

P29

### インターネット・ホットラインセンターからの送信防止措置 依頼を受けて行う対応

#### (2) 送信防止措置

ア 電子掲示板の管理者等は、ホットラインセンターからの依頼に基づき、対象情報が違法な情報であると判断したときは、**可能な限り速やかに**送信防止措置を行うこととする。

送信防止措置は、対象情報の送信を防止するために必要な限度で行うことが求められる。

イ 電子掲示板の管理者等は、ホットラインセンターからの依頼文書につき不明な事項等が存する場合には、依頼元のホットラインセンターに対して確認を求め等々の適切な対応を行うこととする。



## 公序良俗に反する情報への対応

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン  
[http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal\\_info/pdf/20061127guideline.pdf](http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info/pdf/20061127guideline.pdf)

P32

### 第1 自主的な対応

公序良俗に反する情報については、これまでプロバイダや電子掲示板の管理者等により、契約約款や利用規約に基づく送信防止措置や注意喚起等の自主的な対応が行われてきたところである。

もっとも、どのような情報が公序良俗に反する情報に該当するのかについての判断が困難な場合があるため、公序良俗に反する情報への該当性の判断を支援するため、電気通信事業者団体において契約約款モデル条項が策定されている。



## 公序良俗に反する情報への対応

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン  
[http://www.telesa.or.jp/consortium/Illegal\\_info/pdf/20061127guideline.pdf](http://www.telesa.or.jp/consortium/Illegal_info/pdf/20061127guideline.pdf)

P32

### 第2 ホットラインセンターからの依頼を受けて行う対応

ホットラインセンターでは、公序良俗に反する情報についても一般からの通報を受け、公序良俗に反すると判断した情報について、電子掲示板の管理者等に契約に基づく対応を依頼している。



## 掲示板管理者の検挙事例



### 画像投稿掲示板管理者、わいせつ図画公然陳列の疑いで逮捕(2007年5月神奈川)

インターネット上の掲示板にわいせつな画像を掲載したとして、神奈川県警生活保安課などは23日、わいせつ図画公然陳列の疑いで、画像ちゃんねる運営会社「ティーネット」社長ら7人を逮捕した。ネット掲示板の管理人を同容疑で逮捕するのは極めて異例。県警では、わいせつ画像を放置して運営を続けており、悪質と判断した。



## 掲示板管理者の検挙事例

### ネット掲示板、中傷放置の管理人を書類送検 (2007年04月27日大阪)

女子中学生を中傷する書き込みをインターネットの掲示板に掲載したまま放置したとして、掲示板の管理人で大阪市の会社従業員の男(26)が名誉棄損ほう助容疑で書類送検された。「この程度では削除する必要はないと思った」と供述している。

調べによると男は「学校裏サイト」と呼ばれるネット掲示板の管理人。昨年8月下旬、当時私立中学1年だった女子生徒を名指して「ブス」「うざい」などと中傷する書き込みがあるのを認識しながら、同年11月下旬まで削除せずに放置した疑い。



## 送信防止措置までの猶予期間

### 少し早過ぎと感じる対応事例

ご指摘の以下要件につきましては早急に対応させていただきます。

尚、弊社の利用者への対応指定期限は1日ですが土日にかかる場合は月曜日期限となります。





## 送信防止措置までの猶予期間

### 少し早過ぎと感じる対応事例

さて、今般ご指摘の弊社IPによるわいせつ物公然陳列 につきましては当該利用者(契約者)に明日7日午後5時まで

に問題を解決するよう指導済です。  
当該利用者はIP8複数IPにて運用しており配下の顧客が存在する可能性があります。



## 送信防止措置までの猶予期間

### 少し早過ぎと感じる対応事例

ご指摘の当該利用者に対して本日18:00迄に対象要件が表示されないよう指導実施済です。

猶予を与えたのはIP32(複数IP)にて配下にクライアントが存在するためです。

上記期限を経過して問題が再発覚した場合はIP32本体でのセッション切断を実施予定でございます。



## 送信防止措置までの猶予期間

### 模範的と思われる対応事例

10 / 26	速達(配達記録)にて注意喚起の書面を発送。 (約款違反による削除要請と7日以内に対応されない場合は回線利用停止する旨を記載)
10 / 27	郵便局ホームページにて、文書受取を確認。
10 / 28 10:00	当該ホームページを確認したところ、全ての記事の削除を確認。新規投稿もエラーとなり、不可の状態。
11:40	お客様に架電。文書を見て、すぐに削除の対応を行ったとの回答あり。 同様の苦情が再度寄せられた場合、予告なく回線停止となる可能性について伝達。



END



Internet Hotline Center